

パナマ内政・外交（２０２０年１０月定期報告）

【ポイント】

- １２日、予定通り国際線の運航が再開された。
- ２０日、スクレ保健大臣は記者会見にて、日曜日の完全外出禁止措置の解除等の発表を行った。
- ７日、フェレル外務大臣はパナマを訪問したブレヒビュール米国国務省参事官と会談を行い、二国間の投資、サイバー・セキュリティ、資金洗浄対策、新型コロナウイルス感染症対策支援等について協議した。
- １２日、フェレル外務大臣はパナマを訪問したブスティージョ・ウルグアイ外務大臣と会談した。
- １６日、SICA（中米統合機構）はオンラインでSICA外相会合を開催し、当国よりアルファロ外務次官が出席した。

【本文】

●内政

１ 国際航空便の運航再開と入国に係る隔離措置の緩和

（１）１２日、予定通り国際便が再開した。また、入国に際しては、出発４８時間前までに実施したPCR検査または抗原検査の陰性証明の提示、もしくは、パナマ到着時の空港での簡易検査（有料）の受検が義務づけられ、陰性の場合には入国後２週間の強制隔離措置が不要となった。

（２）なお、当地報道では、トクメン国際空港は２０カ国３６都市に、航空会社７社が８０便運航する旨報じられ、その後、トクメン国際空港は１１月から接続を３１カ国６０都市に拡大予定である報じられた。

２ 日曜日の外出及びビーチ・川辺での活動許可

（１）２０日、スクレ保健大臣は記者会見にて、日曜日の完全外出禁止措置の解除等の発表を行った。

（２）これにより、今週末から日曜日の完全外出及びビーチ及び川辺でも活動（午前６時から午後４時の時間帯）が許可された。ただし、月曜日から日曜日までの午後１１時から午前５時までの夜間外出禁止は維持される。

（３）なお、ビーチ及び川辺では最大７名の家族グループでの活動を認めるものの、バス等の多数が利用する交通手段による訪問を禁じるとともに、レストラン等を除き、アルコール飲料や食料品の持ち込み、販売、消費を禁じている。ビーチ及び川辺では、家族間のソーシャル・バブル内及び水浴中を除き、マスクの着用が義務付けられた。

●外交

1 フェレル外務大臣とブレヒビュール（Brecht）米国国務省参事官との会談

（１）７日、フェレル外務大臣はパナマを訪問したブレヒビュール米国国務省参事官と会談した。

（２）両者は、二国間の投資、サイバー・セキュリティ、資金洗浄対策、新型コロナウイルス感染症対策支援等のテーマについて協議した。また、連帯の証として、米国国際開発庁（USAID）より、社会保険庁（CSS）に対する５０台の人口呼吸器が寄付されることに関し、同大臣は、このような貴重な医療機器の寄付は新型コロナウイルスによる衛生問題に引き続き立ち向かっていくために役立つとして、感謝の意を述べた。

2 フェレル外務大臣とブスティージョ・ウルグアイ外務大臣との会談

１２日、フェレル外務大臣はパナマを訪問したブスティージョ・ウルグアイ外務大臣と会談した。

3 アルファロ外務次官の第８１回SICA外相会合へのオンライン出席

（１）１６日、SICA（中米統合機構）はオンラインでSICA外相会合を開催し、当国よりアルファロ外務次官が出席した。同次官は、SICAがこの新たな現実の中で、経済復興、緊縮財政、インクルージョン及び社会的な公平における域内でのコミットメントに足跡を残すために唯一の可能性を持っている旨述べた。

（２）また、同次官は、益々グローバル化が進む世界において、競争力を持つ全ての人々のチャンスと恩恵を有する地域となるために、熱意と覚悟を持って取り組んで行こうと、中米諸国に向けて呼びかけた。（了）